

令和7年度 入学料免除（徴収猶予）の申請について

総合人間自然科学研究科（修士課程・専門職学位課程）
学部生（徴収猶予のみ）※入学料減免申請は高等教育修学支援制度により実施

下記の「入学料免除の対象者」に該当し、免除が必要と認められた場合は、選考のうえ入学料の全額又は半額が免除されることがあります。また、入学料徴収猶予の制度もありますが、申請方法等は後に記述してあります。

なお、入学料免除及び徴収猶予の申請者が、本学の入学手続きを完了した後に入学を辞退する場合は、それらの申請を辞退したものとして、ただちに入学料を納付していただくことになります。

入学料免除（徴収猶予）を申請する方は、この説明資料を熟読のうえ、申請に必要な所定の様式及び関連する証明書等を取り揃えて、入学手続期間の最終日までに提出してください。

入学料免除の対象者

大学院研究科に入学する方（科目等履修生・研究生等を除く）であって、次の各号の一に該当すると認められる場合。

1. 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる方。
2. 入学前1年以内において、入学する方の学資を主として負担している方（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する方若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められた場合。
3. 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合。（予め担当窓口に相談してください。）

申請期間

入学手続期間の最終日まで（入学手続より先に書類を提出してください）

提出先

学務部 学生支援課 経済支援係（入学料免除及び徴収猶予担当）

受付時間：（月～金）8:30～17:15

〒780-8520 高知市曙町二丁目5-1

TEL 088-844-8146

FAX 088-840-4134

※ 医学部・農林海洋科学部の学生は、下記でも受けけます。

学生課 学生支援係（入学料免除及び徴収猶予担当）

〒783-8505 南国市岡豊町小蓮

TEL 088-880-2268

FAX 088-880-2264

物部総務課 学務室 学生支援係（入学料免除及び徴収猶予担当）

〒783-8502 南国市物部乙200

TEL 088-864-5217

FAX 088-864-5200

★ 申請した方全員が免除（徴収猶予）になるとは限りません。

なお、発行機関の都合等により、申請期間中に整わない書類がある場合や不明な点がある場合は、必ず申請締切日前に担当係へ相談してください。

提出方法

持参又は担当係へ事前に連絡のうえ郵送してください。

免除決定の時期及び通知方法

1. 決定時期 : 入学後（6月中旬頃）

2. 通知方法

免除（猶予）の可否（全額免除・半額免除・不許可）については、窓口で結果通知書を配付します。

なお、配付時期は各キャンパスの掲示板にて掲示します。

不許可者等の入学料の納入方法

免除を申請して、半額免除又は不許可となった方は、結果発表の日から起算して21日以内に所定の額を納入しなければ入学取消の扱いとなります。 納入方法を確認のうえ、すみやかに納付してください。

なお、入学料免除を申請して、半額免除又は不許可となった場合、再度徴収猶予申請を行うことができます。希望する方は、結果発表から起算して21日以内に担当窓口に申し出てください。

入学料納付に関する窓口 : 経理室 出納係【088-844-8125】

提出書類

免除（徴収猶予）を希望する場合は、次により申請書類を提出してください。

P4～5の「記入要領」をよく読み、適正な書類を提出願います。

なお、本学所定の様式類は、別にこの資料に挿んでいます。

★ 提出された申請書類は、一切返却いたしません（必要であれば各自コピーを取っておいてください）。

★ 提出後に申請内容に変更があった場合は、必ずすみやかに申し出てください。

1. 申請者全員が提出する書類 (私費外国人留学生の方は*印の書類も提出してください)

	提出書類	留意事項	発行機関等
1	入学料免除願（様式Ⅰ）	申請者本人が記入してください。	
*2	経済生活状況報告書（様式Ⅱ） (私費外国人留学生のみ提出)	本人収入の申告方法になるので、必ず記入すること。	
3	所得・課税証明書	○令和6年度(令和5年1月～令和5年12月)の所得・課税証明書を提出してください ○所得証明書は所得の有無にかかわらず家庭調査欄の「就学者を除く家族」欄に記載した家族全員のものを提出してください（無職の場合も必要です）。	市区町村役場
*	*私費外国人留学生については、所得証明書及び家族全員の収入証明書	*2024年1月1日以前から在住している方（所得・課税証明書） *本国からの収入の証明には、必ず、日本語の訳文を添付すること。 *既に日本で生活している場合は、本人に関する書類のみ提出	
	本人の預金（貯金）通帳の写	*送金、預貯金で生活を賄っている場合は必ず提出すること。	
4	住民票（住民基本台帳）	父母等（主たる学資負担者）と同居している全員が記載されたもの（世帯全員として発行されたものを提出）。	市区町村役場
*	*私費外国人留学生については、在留カードの写		
5	入学料免除（徴収猶予）申請受付票	□で囲んだ太枠のところ（2ヶ所）に、連絡のつく電話番号（携帯可）、学部、学科、年次、名前等を記入し、提出してください。また、右上枠内に本学の受験番号を記入してください。	

2. 該当者が提出する書類

(1) 所得に関する書類 (該当する項目がある場合は、それぞれの書類を必ず提出してください)

	提出書類	留意事項	発行機関等
1 ※手続き期間により証明書類の時期が異なります。	(R6.12月以前手続き者) 令和5年1月1日以前から現在も引き続き勤務している者	○令和5年分(令和5年1月～令和5年12月)の源泉徴収票(写も可) ○パート等で源泉徴収票が発行されない場合は、勤務先等の様式による給与明細書(令和5年1月～令和5年12月)	勤務先
	(R6.12月以前手続き者) 令和5年1月2日以降に就職又は転職した者	○令和5年分の源泉徴収票(写も可)と最近3ヶ月分の給与明細書(賞与が支給されない場合は、その旨を記載した証明書)。	勤務先
	(R7.1月以降手続き者) 令和6年1月1日以前から現在も引き続き勤務している者	○令和6年分(令和6年1月～令和6年12月)の源泉徴収票(写も可) ○パート等で源泉徴収票が発行されない場合は、勤務先等の様式による給与明細書(令和6年1月～令和6年12月)	勤務先
	(R7.1月以降手続き者) 令和6年1月2日以降に就職又は転職した者	○令和6年分の源泉徴収票(写も可)と最近3ヶ月分の給与明細書(賞与が支給されない場合は、その旨を記載した証明書)。	勤務先
	出願前1年以内に退職した者	○退職証明書及び退職(一時)金支給額明細書(支払を受けた金額・年月日が記載されたもの) ただし、退職金の支給がない場合は、その旨を記載した証明書	元勤務先
2 ※手続き期間により証明書類の時期が異なります。	給与所得以外の所得者 (商業・工業・農林業・漁業等)	(R6.12月以前手続き者) ○確定申告している場合は、令和5年分(令和5年1月～令和5年12月)の確定申告書(控)(一表・二表の写)〔税務署の受付印のあるもの〕及び収支内訳書又は青色申告書の写 ○確定申告をしていない場合は、令和6年度の市民税・県民税申告書(表・裏面の写) ○同族会社の者は、損益計算書(写) (経営者及び役員が2親等以内の血族によって占められている場合) ○令和5年1月以降に給与以外の所得を得ている方は、所得(見込)申立書	税務署へ提出した申告書の控 市区町村役場
	その他の所得 (その他の職業・不動産所得・配当・利子・雑所得等)	(R7.1月以降手続き者) ○確定申告している場合は、令和6年分(令和6年1月～令和6年12月)の確定申告書(控)(一表・二表の写)〔税務署の受付印のあるもの〕及び収支内訳書又は青色申告書の写 ○確定申告をしていない場合は、令和7年度の市民税・県民税申告書(表・裏面の写) ○同族会社の者は、損益計算書(写) (経営者及び役員が2親等以内の血族によって占められている場合) ○令和6年1月以降に給与以外の所得を得ている方は、所得(見込)申立書	税務署へ提出した申告書の控 市区町村役場
3	年金・恩給受給者	○最新の年金額(改定)通知書又は年金振込通知書(はがき)等の写 ＊複数受給している場合は全ての写が必要です。	市区町村役場 社会保険事務所等
4	児童手当受給世帯	○最新の児童手当受給決定(変更)通知書(写)又は支給額が確認できる書類	
5	生活保護受給世帯 (生活扶助費受給者)	○最新の生活保護受給決定通知書(写)又は支給額が確認できる書類	社会福祉事務所
6	無職者(失業者)	○雇用保険受給資格者証明書(写)(表裏ともコピー)又は失業給付金給付明細書(写) ＊雇用保険を受給していない場合は、無職の申立書	職業安定所
7	臨時的な所得 (出願前1年以内の退職金、退職一時金、保険金、資産譲渡による所得及び山林所得の支払いを受けている場合)	○金額がわかる証明書類(写)を必ず添付	関係機関
8	その他	○大学が必要と認めた証明書類 例 児童扶養手当受給通知書(写)、特別児童扶養手当受給通知書(写)	

(2) 特別控除関係及びその他必要書類

(該当する項目がある場合は、それぞれの書類を必ず提出してください。)

提出書類	留意事項	
1 住民票に記載されていない方を扶養している世帯	<input type="radio"/> 民生委員の証明書（発行されない場合は学資負担者の申立書）又はその他証明できる書類 ※民生委員は市町村役場で確認できます。	
2 住民票に記載されているが同一生計でない方がいる世帯	<input type="radio"/> 民生委員の証明書（発行されない場合は学資負担者の申立書）又はその他証明できる書類 ※民生委員は市町村役場で申請できます。	
3 働ける年齢であるが無職の方又は扶養控除の人員に認定されない無職の方がいる世帯	<input type="radio"/> 民生委員の証明書（発行されない場合は学資負担者の申立書） ※民生委員は市町村役場で確認できます。	
4 就学者のいる世帯 (本人及び小・中学校、公立の高等学校は除く)	<input type="radio"/> 兄弟・姉妹等が高等学校以上の就学者（控除の対象となる就学者）の場合は、 在学証明書 を提出してください。 <input type="radio"/> 兄弟・姉妹等で 国立 の学校（大学、高専、高校等）に在学している方についても、 在学証明書 を提出すること。 <input type="radio"/> 専修学校の高等課程及び専門課程に在学している方は、控除の対象となります。専修学校の一般課程及び各種学校（予備校、職業訓練校、その他）に在学している方については、控除の対象となりませんが、無職の証明にかわるものとして、提出してください。	
5 心身障害者又は原爆被爆者がいる世帯	<input type="radio"/> 障害者手帳等の写	
6 長期療養者がいる世帯 (6ヶ月以上療養し、現在も療養中の者) 長期療養者控除を必要としない場合は不要	<input type="radio"/> 医師の診断書（病名、治療期間の記載されたもの）及び医療費の領収書（診断書の交付日から1年以内の領収書で6ヶ月以上あること） ※領収書（写も可）が多い場合は整理して、月別に集計してください。 <input type="radio"/> 療養付加金等の補てん金額が確認できるものが必要	
7 主たる学資負担者が別居している世帯	<input type="radio"/> 別居先の住居費、光熱水料等（申請時前1年間の支払分）の領収書の写	
8 免除対象者（2）の該当事項 （入学前1年以内）	学資負担者死亡	<input type="radio"/> 死亡確認ができる証明書（除籍抄本、死亡診断書、埋葬許可書等）の写 <input type="radio"/> 退職（一時）金支給額証明書又は支給明細書（写） <input type="radio"/> 保険金の支払明細書（写） 支払いを受けた金額・年月日が記載されたもの。退職金等が支給されなかった場合は、その旨を記載した証明書。
	本人又は学資負担者の被災	<input type="radio"/> 被災証明書及び被害証明書（被害金額が記載されたもの） <input type="radio"/> 保険金・損害賠償金等の支払明細書（写） （支払いを受けた金額・年月日が記載されたもの。） <input type="radio"/> 修理費等の領収書（写）
9 その他	<input type="radio"/> 大学が必要と認めた証明書類	

その他の

○ 次のいずれにも該当する者については、**独立生計者**と認定し、本人（配偶者があるときは配偶者を含む）の1年間の総所得金額で判定することができるので、証明書類添付のうえ申請時に申し出てください。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない方
- ② 父母等と別居している方
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される方

提出書類

- ・ 住民票謄本
- ・ 健康保険証（写）
- ・ 父母等の源泉徴収票（写）又は確定申告書（写）等所得税法上、父母の扶養親族でない証明
- ・ 本人（配偶者があるときは配偶者を含む）の所得証明書及びその収入を証明する書類（源泉徴収票等）

記入要領

- 出願時現在で事実をありのままに、わかりやすく記入してください。記入すべきことが書かれていない、必要書類が添付されていないとき、判読しにくいなど願書に不備があるときは、受理できない場合があります。
- 疑問点や必要書類等、ご不明な点があればお問い合わせください。
- 必要書類はかなり複雑ですから、父母等にも十分説明し、納得の上、協力してもらってください。
- 願書、添付書類については、提出の際に質問することがありますので、内容をよく把握しておいてください。また、必要に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

《証明書類提出に関するお願い》

- A4 より小さいサイズの証明書類（源泉徴収票、はがきサイズの振込通知書等）は、紛失防止のため、A4 サイズの適当な用紙に貼ってください（見やすい程度に複数貼付してよい）。また、コピーするときは、拡大せずに A4 サイズの用紙にコピーしてください。なお、左綴りとするため、左側に余白があるようにしてください。
- 記入の際は、黒のペン又はボールペンを使用し、間違った場合は=線を引いて訂正印を押した上で、余白に記入してください（修正液は使用しないでください）。

入学料免除願（様式Ⅰ）

本 人	： 免除願は申請者本人が記入。
学資負担者	： 学資負担者欄は学資負担者（父母等）が自筆で記入、署名。
出願理由欄	： 出願理由は、申請するに至った事情、特に説明を要する事情、経済的に入学料の納付が困難な理由を具体的に記入してください（申請者本人が）。
○ 学資負担者が無職、失業等の場合は、就業の見込の有無及び生活費の出所を明記すること。	

家庭調査欄	： 学籍番号が確定していない方は、家庭調査欄の上部（ ）内に高知大学の受験番号を記入。
○ 家庭調査欄にかかれた内容（収入状況、就学者、特別控除等）については、そのことを証明する書類が必要です。	
証明がなければ事実として認める事ができず、書類不備として取り扱うことになります（「提出書類」を参考してください）。	
○ 金額は、裏付けとなる証明書により、鉛筆書きとし、千円未満の端数は切り捨てること。	

家庭の状況	
家 族	： 父母は必ず記入 ※印のところも該当すれば記入。
○ 家族は同居・別居を問わず申請者と生計を一にしている人を全員記入。	
○ 別居独立の生計を営む兄弟姉妹や、生計を一にしない別居の祖父母等は記入する必要はありません。	
年 齢	： 出願時現在で記入。
現在の職業	： 例えば「商業」などとせず、食品小売業、洋服仕立業、国家公務員、小学校教諭、会社員などと具体的に記入。また、主婦、家事手伝い、無職等もその旨記入し、空欄にしないこと。
在職期間	： 現在の職業についてからの年数を記入。
勤 務 先	： 勤務先は、〇〇商店、〇〇会社、〇〇省〇〇局、立〇〇小学校などのように記入し、自営業等事業主、会社の役員の場合は、〇〇商店経営、〇〇会社代表取締役などと記入。 ○ 別居者（単身赴任者などをいう。）に×印をしてください。 ○ 父母以外にも収入がある者がいればその分も洩れなく記入。 ○ 金額は、必ず証明書等に基づく金額（千円未満は切捨て）を記入。
就 学 者	： 就学者とは、小・中・高校・高専・大学（大学院・専攻科・別科を含む。放送大学については全科履修生・特修生に限る。）・盲・ろう・養護学校・専修学校（高等課程・専門課程）。 ○ 専修学校の一般課程及び各種学校（予備校、職業訓練校、その他）に在学している方は、就学者としてみなされないので、「就学者を除く家族」欄に記入してください。 ○ 小・中学校以外は国・公・私立の別を明記し、通学別は該当するものを〇で囲んでください。 ○ 奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構及びそれ以外のすべての奨学金についても必ず記入。
長期療養者 障害者 火災・風水害	} 該当があれば記入。

経済生活状況申請書(様式Ⅱ)

*私費外国人留学生

1か月の平均的収入及び支出状況、奨学金その他すべてを記入した後で、アドバイザー（指導）教員に氏名・押印を受けてください。

その他

申立書：願書に書ききれなかった場合、その他特に申立が必要な場合、特に様式がないときは、この用紙によってもかまいません。

給与等支払証明書：学生がアルバイト等をしている場合、源泉徴収票あるいは給与明細書がない場合これによってもかまいません（親・兄弟姉妹等の証明には使用しないでください）。

入学料徴収猶予の申請について

入学料徴収猶予の「申請期間」「提出先」「提出方法」「提出書類」等は免除申請と同じです。その他は、下記によります。

入学料徴収猶予の対象者

大学院研究科に入学する者又は学部に入学する方であって、次の各号の一に該当すると認められる場合。

1. 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる方。
2. 入学前1年以内において、入学する方の学資を主として負担している方（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する方若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められた場合。
3. その他やむを得ない事情があると認められる場合。（予め担当窓口に相談してください。）

徴収猶予決定の時期及び通知方法等

1. 決定時期：入学後（6月中旬頃）
2. 通知方法
徴収猶予の可否は、申請時窓口で結果通知書を配付します。なお、配付時期は各キャンパスの掲示板にて掲示します。
3. 徴収猶予期間：令和7年9月30日迄

徴収猶予の提出書類について

申請書類は、入学料免除申請と同じ書類になりますので、P2～5を参考にしてください。

受験番号 ()

* 免除
入学料 徴収猶予 申請受付票

上記の * は該当するところを○で囲んでください。
この票の太枠内すべて記入し、提出してください。

氏名 _____ 連絡先の電話番号 - - -

学部 総合人間自然科学研究科 学科(課程) 専攻 年生

受付日：月 日 (再受付 月 日)

※以下は記入しないこと。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| () 願書(様式Ⅰ) | () 児童手当 |
| () 経済生活状況申告書(様式Ⅱ) | () 児童扶養手当 |
| () 住民票(世帯として発行したもの) | () 年金振込(最新版)通知書 |
| () 所得・課税証明書(納税義務年齢全員分)
◇ その他の添付書類 | () 診断書・領収書
() 在学証明書(兄弟等) |
| () 源泉徴収票 | () アルバイトの支払証明書 |
| () 確定申告書(一表・二表・収支内訳書等) | () 障害者手帳 |
| () 給与明細書(最近3ヶ月分)・賞与明細書 | () 通帳の写し |
| () 雇用保険受給資格者証 | () 在留カードの写し |
| () 無職の証明 | () 申立書
() その他 |

再提出通知書

入学料免除(徴収猶予)

氏名 _____

学部 総合人間自然科学研究科 学科(課程) 専攻 年生

あなたは、下記の書類が不備です。再受付時までに書類を完備し、この半分を添えて再提出のこと。
(書類が完備しない場合は、申請がなかったものとして取り扱います。)

受付日：月 日 (再受付 月 日)

※以下は記入しないこと。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| () 願書(様式Ⅰ) | () 児童手当 |
| () 経済生活状況申告書(様式Ⅱ) | () 児童扶養手当 |
| () 住民票(世帯として発行したもの) | () 年金振込(最新版)通知書 |
| () 所得・課税証明書(納税義務年齢全員分)
◇ その他の添付書類 | () 診断書・領収書
() 在学証明書(兄弟等) |
| () 源泉徴収票 | () アルバイトの支払証明書 |
| () 確定申告書(一表・二表・収支内訳書等) | () 障害者手帳 |
| () 給与明細書(最近3ヶ月分)・賞与明細書 | () 通帳の写し |
| () 雇用保険受給資格者証 | () 在留カードの写し |
| () 無職の証明 | () 申立書
() その他 |

様式 I (第5条第1項、第8条1項関係)

免 除 願 入 學 料 徵 収 猶 予

令和 年 月 日

高知大学長 殿

* 免除 くださるようお願いします。
徴収猶予

受験番号 ()

家庭調査書											
家庭の状況 ・別居者に×印をする	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	現在の職業	在職期間	勤務先・役職名	給与所得の収入 金額(税込)千円			
		父						所得金額(税込) 千円			
	母										
※(父・母)死亡・生別・無職・その年月日(年月日)理由()											
就学者	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	※通学別	奨学金				
	本人			国立高知大学		自宅・自宅外	有・無	名称	種類	年額	
				立		自宅・自宅外	※奨学金は前年度1年間に実際に受けた額	日本支援機構	一種・二種・給付	千円	
				立		自宅・自宅外					千円
				立		自宅・自宅外					
				立		自宅・自宅外					
				立		自宅・自宅外					
長期療養者	氏名	※入院中 自宅療養	病名			期間		自年月 至年月	か月		
障害者関係手帳番号・級 本人() 家族人()()											
火災・風水害等の被害状況			被害年月日(年月日)	損害金額(千円)							

- 注) 1. ※印のところは該当するものを○で囲むこと。
 2. 入学料免除願を提出した者は、許可、不許可の告知があるまで入学料を納付しないこと。(決定通知があるまでの期間は、入学料の徴収を猶予する。)
 3. 免除を許可されなかった場合、又は半額免除になった場合は、判定結果を告知された日から 21 日以内に入学料を納付すること。

樣式 II

經濟生活狀況申告書

私費外国人留学生:入学料免除(徵收猶予)用

令和 年 月 日

高知大学長 殿

所 属(学部・研究科) 学科・専攻
学 年 年生 (令和 年度入学)
受験番号
氏 名

私の経済生活状況は、下記のとおりです。

記

1. 1か月当たりの生活費の内訳について

【収入】		【支出】	
区分	月額(円)	区分	月額(円)
家族からの仕送り		住居費	
本人の奨学金(名称:)		電気料・ガス料	
本人のアルバイト		水道料	
本人への援助(援助者:)		電話料	
配偶者の奨学金(名称:)		食費	
配偶者の収入(給与等)		書籍・教材費	
配偶者への援助(援助者:)		交通費	
その他()		その他()	
収入額の合計		支出額の合計	

※収入及び支出のない区分は、月額欄に「0」を記入してください。

2. 奨学金について

令和5年度(前年度)			令和6年度(当該年度)		
名 称			名 称		
給与(貸与) 期 間	平成・令和 ～ 令和	年 月	給与(貸与) 期 間	令和	年 月 年 月
金 額	月額	円	金 額	月額	円
	年額	円		年額	円

3. その他

貯金残高: 円(令和 年 月 日現在)

その他:

通帳のコピーを添付してください。

指導教員の所見

(免除を必要とする理由、現在の生活状況、学業への意欲など、申請学生と面談の上、詳細に記入してください。)

必要であれば密封して本人にお渡し願います。

アドバイザー(指導)教員氏名

高知大学入学料免除(徴収猶予)申請用

給与等支払証明書

雇用主 各位

高知大学 学部 学科(課程)
総合人間自然科学研究科 年生
専攻

氏名

この度、高知大学へ入学料免除(徴収猶予)を申請するため、私に支払われた給与等について、下記により証明願います。

(証明期間は、令和6年12月以前手続き者：令和5年9月から令和6年8月まで)
令和7年1月以降手続き者：令和6年1月から令和6年12月まで)
記

1. 就労期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日までの か月間

令和 年 月以降も雇用を 繰り返す予定。
 繰り返している。
 令和 年 月で終了した。

2. 給与等支払期間

前記1の就労期間中 月額平均で _____ 円
 一括払いで _____ 円 支払いました。

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日
会社等(雇用主)名

支払責任者・印

(注) 源泉徴収票を発行していない場合は、この様式で証明してください。
※印はいずれかを選んでください。
証明する時期によっては、見込み額で証明してください。

無職等の申立書

学籍番号_____ 氏名_____
所属_____ 学部_____ 学科(課程)
総合人間自然科学研究科_____ 専攻

就学者、雇用保険受給中の方、専業主婦又は専業主夫、60歳以上の方は提出不要です。

アルバイト収入がある場合は、無職とはしません。収入に関する書類を提出してください。

無職の方の氏名	
生年月日	年 月 日 (嶺)
免除申請者との続柄	
無職の理由	<p>■失職の場合 (※印の項目は、いずれかにチェックを入れてください。)</p> <p>・失職の年月日 (年 月 日)</p> <p>・雇用保険の状況※ (失業手当) <input type="checkbox"/> 制度なし <input type="checkbox"/> 申請予定 (月 日頃) ^{注)} <input type="checkbox"/> 受給終了^{注)} (年 月 日)</p> <p>■その他の場合 [年 月 日から] [_____ のため]</p>
備考 (就業の見通し等)	

注) 雇用保険受給終了の場合は、受給者証のコピーを添付してください。

また、雇用保険を申請予定の方は、受給者証が発行され次第コピーを提出してください。

(願書等に記入漏れ及び特別な事由等がある場合に提出する書類)

令和 年 月 日

高知大学長 殿

申立書

学資負担者氏名

申請者氏名

学部

学科(課程)

年生

総合人間自然科学研究科

専攻

令和7年度入学料免除(徴収猶予)の申請にあたり、学資負担者と連署で下記のとおり
申し立てします。

1. 申立事項: _____

2. 事由等の説明